

令和 6 年度 第 3 回
稲敷市国民健康保険運営協議会会議録

令和 7 年 2 月 1 9 日 開会

令和 7 年 2 月 1 9 日 閉会

稲敷市国民健康保険運営協議会

令和6年度 第3回稲敷市国民健康保険運営協議会

開催日 令和7年2月19日(水) 午後2時00分

場 所 稲敷市役所 3階 322会議室

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の決定

日程第2 会議録署名人の指名

日程第3 議案第1号 稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について(案)

日程第4 議案第2号 令和7年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)
について

出席委員

1番	上	野	光	江
2番	川	嶋	洋	子
3番	坂	本	和	広
4番	小	倉	新	市郎
5番	坂	本	成	人
6番	秋	本		優
7番	横	田	一	郎
8番	宇	津	喜	直樹
9番	椎	野		隆
10番	根	本		脩
12番	高	須	耕	一

欠席委員

11番	黒	田	伸	治
13番	青	野	由	美子

出席説明員	保険年金課長	栗	山	宏
	保険年金課長補佐	飯	島	幸生
	保険年金課係長	根	本	修一

午後2時00分開会

○保険年金課長（栗山宏）

本日は、公私ともにご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第3回稲敷市国民健康保険運営協議会を開会いたします。本日、会議の進行を務めさせていただきます、保険年金課の栗山です。よろしくお願いいたします。会議に先だちまして、委員の皆様にご報告がございます。

去る12月13日付で、稲敷市議会の中間改選によりまして、市民福祉常任委員会委員長が改選され、当協議会の市議会代表委員が山本委員から椎野委員に交代となりました。これによりまして、当協議会においては、現在会長が不在となっております。

そこで事務局としましては、新たな会長を選任するに当り、これまでも市議会代表委員が会長に選人されてきた経緯を踏まえ、市議会代表の椎野委員に新たな会長として就任いただくことを皆様にご提案したいと思います。いかがでしょうか。

〔 異議なしの声 〕

○保険年金課長（栗山宏）

ありがとうございます。それでは、椎野委員に会長就任をお願いしたいと思います。新会長よりご挨拶よろしくお願いいたします。

○椎野会長

本日は、公私ともにご多用の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいま、会長に選任いただきました椎野隆です。よろしくお願いいたします。

国民健康保険につきましては、少子高齢化の影響により、国保加入者が減少する中、一人当たりの医療費は増大傾向にあり、非常に厳しい状況が続いていると伺っております。このような状況の中では、国保加入者の皆様が、安心して医療を受けられるよう、国保事業運営の安定化を図ることが今後ますます重要になると考えております。

私も微力ではございますが、本市における安定した国保事業運営並びに、本協議会の円滑な運営に努めさせていただく所存でございますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（栗山宏）

ありがとうございました。それでは、協議に入ってまいります。本日の出席委員は、11名となっております。11番 黒田委員、13番 青野委員につきましては、所用

のため欠席となっております。

なお、会議の議長につきましては、稲敷市国民健康保険規則第4条の規定によりまして、椎野会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（椎野会長）

それでは、規定に従いまして、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局より出席委員数の報告がありましたが、定足数に達しておりますので会議を始めます。事前に配布いたしました資料の日程に従いまして、進めさせていただきます。

日程第1 議席の決定についてでございます。通常はくじ等で決定するところでありましたが、資料名簿の選出区分ごとに順次議席番号とさせていただきます。これにご異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（椎野会長）

異議なしと認めます。議席につきましては資料名簿順に決定いたします。

日程第2 会議録署名人の指名を行います。本日の会議録署名人に、3番 坂本和広委員、4番 小倉新市郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3 議案1号「稲敷市国民健康保険条例の一部改正（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

議案第1号「稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について」をご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

国民健康保険税条例の改正でございますが、本案は、前回の国保運営協議会で承認いただきました、令和7年度の国保税率改正に伴う、稲敷市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。3ページをご覧ください。

新旧対照表で説明いたします。右側が現行で左側が改正後となります。まず第3条第1項については、基礎課税額の所得割率が現行の100分の5.2から100分の6.0に改正となります。また、次の第5条で基礎課税額の均等割が32,000円から36,000円に改正となっております。続きまして、第21条につきましては、一定所得以下の世帯に適用される軽減世帯の均等割減額分となります。（1）は7割軽減世帯とな

りますが、軽減額が22,400円から25,200円に改正となります。

(2)は5割軽減で、16,000円から18,000円に改正となり、(3)2割軽減は、6,400円から7,200円に改正となります。

次に21条第2項につきましては、未就学児の均等割賦課額となります。未就学児の均等割は2分の1ですが、アは更に7割軽減世帯の場合の未就学児均等割額となります。現行4,800円から5,400円に改正となります。同様にイは5割軽減で8,000円から9,000円、ウは2割軽減で12,800円から14,400円、エは軽減対象外世帯で、16,000円から18,000円に改正となります。

議案第1号の説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（椎野会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第1号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号「稲敷市国民健康保険条例の一部改正（案）について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（椎野会長）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。それでは、議事に戻ります。

日程第4、議案第2号「令和7年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

議案第2号「令和7年度 稲敷市国民健康保険特別会計予算（案）について」をご説明させていただきます。着座にて、ご説明させていただきます。

資料2、資料3を基に説明いたしますので、まず資料2の2ページをお開きください。

「令和7年度国民健康保険特別会計予算（案）」の総額は、歳入歳出それぞれ、49億6,584万5千円でございます。資料3をご覧ください。歳入歳出それぞれの総額は、対前年度との比較で、2億83万4千円の減額となっており、比率では3.9%の減額となります。

それでは、歳入の説明です。

款1 国民健康保険税（資料2 P9）8億6,343万1千円を見込んでおり、前年度よ

り 5,317 万 8 千円の減額となっております。毎年被保険者数は減少しており、令和 6 年度も約 500 人被保険者が減少しています。それに比例して国保税収入も減少したものと考えております。ただし、現行税率で見込んだ額となりますので、予定どおり税率改正されれば増額となる見込みです。

款 2 使用料及び手数料（資料 2 P10）5 万円を見込んでおり、前年度と同額です。主に国民健康保険税の督促手数料ですが、令和 5 年度課税分から督促手数料の徴収が廃止となり、令和 4 年度以前納期分のみの徴収となっております。

款 3 国庫支出金（資料 2 P10）1 千円を見込んでおり、前年度より 5 万 9 千円の減額となっております。社会保障・税番号システム整備費補助金として計上しております。

款 4 県支出金（資料 2 P10）35 億 9,806 万 5 千円を見込んでおり、前年度より 8,359 万 6 千円の減額となっております。主に国民健康保険事業費交付金で、保険給付費の財源であります。歳出の保険給付費が減額となっているため、比例して当該交付金も減額となっております。

款 5 財産収入（資料 2 P10）15 万円を見込んでおり、前年度より 8 万 5 千円の増額となっております。基金利子でございます。

款 6 繰入金（資料 2 P10～P11）4 億 8,413 万 8 千円を見込んでおり、前年度より 7,208 万 1 千円の減額となっております。一般会計及び基金からの繰入金でございます。内訳は、一般会計からの繰入金とし、保険基盤安定、出産育児一時金、職員給与費等、国保財政安定化支援事業、未就学児均等割保険税、産前産後保険税、その他の繰入金等が 4 億 94 万 8 千円及び基金からの繰入金 8,319 万円でございます。

款 7 繰越金（資料 2 P11）1,000 円を計上しております。令和 6 年度の決算が確定してから繰越額も確定されますので、令和 7 年度の補正予算での対応となる見込みです。

款 8 諸収入（資料 2 P11～12）2,000 万 8 千円を見込んでおり、799 万 5 千円の増額となっております。主に国民健康保険税に係る延滞金等の納付金及び、第三者納付金等でございます。

款 9 市債（資料 2 P12）1 千円を計上しております。前年度と同額です。

以上で歳入の説明を終わります。次に、歳出の説明に入ります。

款 1 総務費（資料 2 P13～16）1 億 93 万 3 千円を見込んでおります。前年度から 975 万円の増額となっております。内訳は、国民健康保険の事務にかかる職員の人件費、事務経費、国保運営協議会費、賦課徴収事務等に要する経費でございます。主な増額の要因は、職員給与関係経費及び事務費の内特別調整交付金実績報告作成支援業務

の委託費の増額でございます。

款 2 保険給付費（資料 2 P 1 6～1 8）35 億 3,011 万 3 千円を見込んでおります。前年度より 9,180 万 4 千円の減額となっております。内訳としましては医療機関へ支払う医療費分となる療養給付費が大部分を占めており、その他、被保険者へ給付される高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などに要する経費が主なものでございます。被保険者の減少にともない、保険給付費も減額となっております。

款 3 国民健康保険事業費納付金（資料 3 P 1 8～1 9）12 億 5,141 万 6 千円を見込んでおります。前年度より 1 億 1,371 万 9 千円の減額となっております。茨城県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、市町村から県に支払う納付金です。納付額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し県が算定しており、被保険者の減少にともない、納付金も減額となっているものと考えております。稲敷市の国保事業においては、この納付金に国民健康保険税を全て充てている状況となっております。

款 4 共同事業拠出金（資料 2 P 1 9）2 千円を計上しております。前年度と同額となっております。

款 5 財政安定化基金拠出金（資料 2 P 1 9）1 千円を計上しております。前年度と同額となっております。

款 6 保健事業費（資料 2 P 1 9～2 0）6,282 万 6 千円を見込んでおります。前年度より 814 万 6 千円の減額となっております。医療費通知、人間ドックの助成、特定健診、ヘルスアップ事業等に係る委託料が主な経費となっております。

近年では、国保加入者が著しく減少しており、それに伴い特定健診受診者の総数も伸び悩んでいること、また、個別健診や人間ドックの受診に分散されている傾向があり、集団健診の受診見込み人数を見直したことが主な減額の要因です。

款 7 基金積立金（資料 2 P 2 1）15 万円を見込んでおります。国民健康保険支払準備基金の利子を積立するためのものです。

款 8 諸支出金（資料 2 P 2 1～2 2）1,040 万 4 千円を見込んでおります。前年度より 300 万円の増額となっております。国民健康保険税及び延滞金などの還付金が主な経費となっております。前年度以前まで 遡って国保喪失する加入者が増加しており、税還付金の増が主な増額の要因です。

款 9 予備費（資料 2 P 2 2）1,000 万円を計上しております。前年度と同額です。事務費などの予算が不足となった場合に充当する経費です。

以上で、議案第 2 号「令和 7 年度稲敷市国民健康保険特別会計予算（案）」の説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（椎野会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第2号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

○7番（横田一郎委員）

国保税滞納者に交付されていた短期保険証が、マイナ保険証への移行に伴い廃止となりましたが、今後滞納者に対してどのような対応を考えていますか。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

マイナ保険証への移行に伴う制度改正により「短期保険証」が廃止となり、それに代わるようなものも示されてはいない状況であります。稲敷市では、これまで滞納者に対して「短期保険証」または、「資格証明書」の交付により納税を促してまいりました。今後の滞納対策としては、今回「短期保険証」は廃止となりましたが、現行の「資格証明書」は、「特別療養費の支給」に変更してこれまでと同様の内容で運用されますので、「特別療養費の支給」の措置基準を見直し、滞納者の納税を推進してまいりたいと考えております。また、これまで同様に差し押さえなどの滞納処分についても、引き続き収納課と連携して実施してまいります。

○議長（椎野会長）

その他何かご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、お諮りいたします。議案第2号「令和7年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（椎野会長）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。以上で本日提出されました議案の審議を終了いたします。ここで、その他ということで、事務局から何かありましたらお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

事務局から1点連絡事項がございます。本日議案第1号で説明しました条例改正以外に、令和7年4月1日から施行予定の地方税法施行令の一部改正に伴いまして、稲敷市国民健康保険税条例の一部を改正する見込みとなっている案件がございます。

改正の詳細内容は、一つ目として国保税基礎課税分の賦課限度額が、現行65万円から66万円に、後期高齢者支援分の賦課限度額が現行24万円から26万円に引き上げとなります。二つ目として国保税軽減判定所得算定時に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する金額が、5割軽減につきましては、29.5万円から30.5万円に、2割軽減につきましては、54.5万円から56万円に引き上げとなります。以上につきましては、令和7年3月31日付で専決処分させていただく見込みですのでご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（椎野会長）

説明のあった条例改正については、まだ見込みとのことだが、正式に改正が決定となったら施行日前に国民健康保険運営協議会で審議することとなるのですか。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

ただ今説明した改正内容につきましては、上位法令の地方税法改正に伴う条例改正でありますので、当協議会に対しては、報告事項になると考えております。今後の予定としましては、3月末日の専決処分により4月1日から施行開始とし、議会には6月定例会でその旨報告する見込みです。当協議会に対しましては、例年7月から8月頃に開催しております、第1回運営協議会にて皆様に報告したいと考えております。

○議長（椎野会長）

その他、何かございますか。特にないようですので、本日の日程を終了とし、議長の職を解かせていただきます。協議進行にご協力いただきありがとうございました。

○保険年金課長（栗山宏）

本日は、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度第3回国保運営協議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午後2時40分閉会

稲敷市国民健康保険規則第7条の規定により署名する。

議 長 _____

1 番委員 _____

4 番委員 _____